

ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画

資料3
令和4年3月30日
令和3年度第1回千代田区
生物多様性推進会議

行 動 計 画					事 業 計 画											
内容	No	項目(事業名)	内 容	担当部署	取組み	計画(上段) / 実績(下段)										○評価 ●課題等
						25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1 生物多様性が保全されている場所を守り続けます	①	緑地の指定 【重点】	生物多様性の中核地や、生きものの分布拡大に資する拠点として、緑の基本計画などで緑地を指定し保全します。	景観・都市計画課 (道路公園課) (環境政策課)	公園等において、生物多様性の中核地や分布拡大に資する拠点性の調査を行い、緑の基本計画などで緑地として指定し保全します。	調査方法の検討	調査方法の継続検討	調査方法の継続検討	調査(これまでの実績整理)	調査(これまでの実績の整理)	緑の基本計画への記載方法の検討	緑の基本計画への記載方法の検討	緑の基本計画への記載方法の検討	緑の基本計画への記載方法の検討	○大規模開発などの計画における千代田区景観まちづくり条例に基づく事前協議の際に、外来種ではなく在来種を植樹するように指導を行っている。東京都環境局が示している「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」を参考に、設計者に助言している。 ●緑の基本計画の改定は千代田区都市計画マスタープランの関連部分と合わせることが望ましいことから、その改定に合わせて検討・協議することが必要。	
						緑化計画についての助言(在来種の植樹)	緑化計画についての助言(在来種の植樹):73件	緑化計画についての助言(在来種の植樹):80件	緑化計画についての助言(在来種の植樹):102件	緑化計画についての助言(在来種の植樹):92件	緑化重点地区の指定 緑の基本計画への記載方法の検討	緑化重点地区の指定 緑の基本計画への記載方法の検討	緑化重点地区の指定 緑の基本計画への記載方法の検討			
	②	大径木の保存	生物多様性に寄与する大径木を保存するための制度を構築します。	環境政策課	民有地にある大径木を保存するための制度についての検討を進めます。	情報収集・検討	情報収集・検討	一部の公園敷地内で試行調査の実施	調査(富士見・神田地区)	調査(大丸有・霞が関地区)	調査(麴町・永田町地区)	保存制度の検討	保存制度の検討	保存制度の検討	○保存制度策定に向けた庁内検討会を開催し、意見交換を行った。 ●庁内検討会において課題が出たため、引き続き関係部署と調整しながら保存制度の検討をしていく必要がある。	
						他自治体の情報収集	大径木の必要性を含め調査対象木の選定及び進め方検討	千鳥ヶ淵公園、清水谷公園で大径木調査実施 ・区全域調査の手法検討	調査実施(富士見・神田地区)	調査実施(大丸有・霞が関地区)	調査実施(永田町・麴町地区)	再調査・保存制度の検討	保存制度の検討			
2 生物多様性の保全活動が続けられる仕組みを作ります	③	アダプトシステムの推進	道路や公園の清掃活動や草花の手入れなどを行うアダプトシステムを推進します。	道路公園課	道路・公園等の清掃活動や草花の手入れなどを行うアダプト制度の活用について、広報活動に努めます。	制度の周知	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	○地域主体で草花の植え替え等を行っており、一年を通し、季節に応じた草花に触れ合える環境が整っている。 ●参加人数が少なくなっている場所については、範囲の再検討が必要。	
						公園(7か所)道路(10か所)において草花の植え替え実施	公園(7か所)道路(8か所)において草花の植え替え実施	公園(8か所)道路(7か所)において草花の植え替えを実施	公園(8か所)道路(7か所)において草花の植え替え実施	公園(7か所)道路(7か所)において草花の植え替え実施	公園(7か所)道路(7か所)において草花の植え替え実施	公園(7か所)道路(7か所)において草花の植え替え実施				
	④	生物多様性表彰制度の創設	個人や事業者などの生物多様性に関する優秀な取組みを表彰します。	環境政策課	平成27年度に制度を構築し、平成28年度から制度の運用を始めます。	概要の検討	類似制度の調査実施	表彰制度構築	表彰制度開始	継続	継続	継続	継続	継続	OPR方法について、広報紙・区HP・フェイスブック・ツイッターのほか、委託業者に依頼してメーリングリストによる周知をしたり、副校長会で応募の呼びかけを実施した。 ●応募件数が少ないため、再度周知方法等を検討し、取組みのすそ野を広げていく必要がある。	
						表彰制度を構築する手順等の検討	①表彰制度に関する情報収集 ②区が創設する表彰制度の概要検討	生物多様性推進会議での検討を踏まえ制度を構築	募集期間:6月15日～9月30日 応募件数:5件(事業者2、団体1、個人2) 受賞:5件	募集期間:6月1日～9月30日 応募件数:7件(事業者2、団体2、個人3) 受賞:5件	募集期間:6月1日～10月1日 応募件数:2件(事業者1、個人1) 受賞:2件	募集期間:6月1日～9月30日 応募件数:1件(事業者個人1) 受賞:1件	募集期間:6月1日～9月30日 応募件数:3件(事業者1、団体1、個人1) 受賞:3件			

ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画

資料3
令和4年3月30日
令和3年度第1回千代田区
生物多様性推進会議

行 動 計 画				事 業 計 画											
4 既存の制度や事業に生物多様性の視点を取り込みます	⑦	地区計画制度の活用	地区計画に生物多様性の視点を取り入れます。	◆景観・都市計画課 趣町地域まちづくり課 神田地域まちづくり課	生物多様性の視点を導入するに当たり、法との適合性や基準等の調査・検討等を行い、地区特性に応じた生物多様性のあり方を検討し、関係権利者との合意のもと地区計画制度を活用していきます。	適合性や基準調査	基準等検討	基準等検討	これまでの実績整理	これまでの実績の整理	基準案の検討	基準案の検討	基準案の検討	基準案の検討	○地区計画区域内における行為の届出に当たり、景観指導と併せて外来種ではなく在来種を植樹するよう誘導した。 ●基準を作成するにあたり、緑の基本計画と関連させることが望ましいことから、その改定に合わせ検討・協議することが必要。 植栽の配置には風対策などの目的があるものもあることから全てを生物多様性に配慮することは難しい場合も想定される。このため、地区計画に具体的に定めることだけでなく、運用基準を策定するなど運用側での検討も必要。
	⑧	基本計画の見直し	区の基本計画の見直しの際に、積極的に生物多様性の視点を取り入れ、各施策への浸透を図ります。	◆企画課	平成25年度に策定した「基本計画改定方針」に基づき、生物多様性の視点を踏まえながら、平成26年度に「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画2015-」を策定しました。策定した計画に基づいて生物多様性の推進が図られるよう、計画に掲げた施策の目標の進捗管理を行っていきます。	「基本計画改定方針」の策定	基本計画の改定	「ちよだみらいプロジェクト」の進捗管理（行政評価制度の再構築）	「ちよだみらいプロジェクト」の進捗管理	「ちよだみらいプロジェクト」の進捗管理	「ちよだみらいプロジェクト」の進捗管理	基本計画の見直し検討	見直し結果を踏まえた「ちよだみらいプロジェクト」の進捗管理	見直し結果を踏まえた「ちよだみらいプロジェクト」の進捗管理	○これまでの行政評価の取組みも踏まえ、ちよだみらいプロジェクトの計画期間である令和6年度まで、どのように進捗管理を行っていくのかなどを検討し、行政評価制度を再構築しました。 ●「生物多様性の推進」が図られるよう、「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた施策の目標の進捗管理を引き続き、行っていく必要があります。
	⑨	緑の基本計画・緑化推進要綱の改定	緑の基本計画を改定し、生きものの生息環境のネットワークに配慮するなど、生物多様性の視点による緑化の考え方を盛り込みます。また、緑化推進要綱を改定し、在来樹種や生きものの生息に適した樹種の使用など、生物多様性に配慮した緑化の基準を追加します。	◆景観・都市計画課（緑の基本計画） 道路公園課 環境政策課	区の生きものの生息状況や生物多様性を踏まえ、緑の基本計画等の改定の検討を進めます。	調査方法の検討	調査方法の継続検討	調査方法の継続検討	調査（これまでの実績整理）	調査（これまでの実績の整理）	緑の基本計画への記載方法の検討	緑の基本計画への記載方法の検討	緑の基本計画への記載方法の検討	緑の基本計画への記載方法の検討	○大規模開発などの計画における千代田区景観まちづくり条例に基づく事前協議の際に、外来種ではなく在来種を植樹するように指導を行っている。東京都環境局が示している「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」を参考に、設計者に助言している。 ●緑の基本計画の改定は千代田区都市計画マスタープランの関連部分と合わせることを望ましいことから、その改定に合わせて検討・協議することが必要。
	⑨	緑の基本計画・緑化推進要綱の改定	緑の基本計画を改定し、生きものの生息環境のネットワークに配慮するなど、生物多様性の視点による緑化の考え方を盛り込みます。また、緑化推進要綱を改定し、在来樹種や生きものの生息に適した樹種の使用など、生物多様性に配慮した緑化の基準を追加します。	◆環境政策課（緑化推進要綱）	緑化推進要綱に生物多様性への配慮事項を明記することについて検討します。	情報収集	情報収集	在来種植栽に関する指導マニュアル作成	緑化指導への反映	緑化推進要綱の改正	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	○新築の設計者に対し、在来種リストを窓口で配布し、在来種植栽を促進した。 ●努力義務であるため、まだ在来種を積極的に植栽するケースは少ない。引き続き在来種の植栽を促進していく必要がある。
	⑨	緑の基本計画・緑化推進要綱の改定	緑の基本計画を改定し、生きものの生息環境のネットワークに配慮するなど、生物多様性の視点による緑化の考え方を盛り込みます。また、緑化推進要綱を改定し、在来樹種や生きものの生息に適した樹種の使用など、生物多様性に配慮した緑化の基準を追加します。	◆環境政策課（緑化推進要綱）	緑化推進要綱に生物多様性への配慮事項を明記することについて検討します。	緑化指導において在来種導入を指導（他自治体情報収集は未実施）	緑化指導における生物多様性配慮事項に関する情報収集	在来種植栽に関する指導マニュアル作成	緑化計画に在来種を植栽するよう指導	生物多様性への配慮事項を明記するため、緑化推進要綱の改正	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	○新築の設計者に対し、在来種リストを窓口で配布し、在来種植栽を促進した。 ●努力義務であるため、まだ在来種を積極的に植栽するケースは少ない。引き続き在来種の植栽を促進していく必要がある。
	⑨	緑の基本計画・緑化推進要綱の改定	緑の基本計画を改定し、生きものの生息環境のネットワークに配慮するなど、生物多様性の視点による緑化の考え方を盛り込みます。また、緑化推進要綱を改定し、在来樹種や生きものの生息に適した樹種の使用など、生物多様性に配慮した緑化の基準を追加します。	◆環境政策課（緑化推進要綱）	緑化推進要綱に生物多様性への配慮事項を明記することについて検討します。	緑化指導において在来種導入を指導（他自治体情報収集は未実施）	緑化指導における生物多様性配慮事項に関する情報収集	在来種植栽に関する指導マニュアル作成	緑化計画に在来種を植栽するよう指導	生物多様性への配慮事項を明記するため、緑化推進要綱の改正	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	生物多様性に配慮した緑化指導	○新築の設計者に対し、在来種リストを窓口で配布し、在来種植栽を促進した。 ●努力義務であるため、まだ在来種を積極的に植栽するケースは少ない。引き続き在来種の植栽を促進していく必要がある。

ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画

資料3
令和4年3月30日
令和3年度第1回千代田区
生物多様性推進会議

行 動 計 画				事 業 計 画												
4 既存の制度や事業に生物多様性の視点を取り込みます	⑩	緑化助成制度の拡充	生物多様性に配慮した屋上緑化や壁面緑化などの促進のため、ヒートアイランド対策助成制度を拡充します。	◆環境政策課	区民の緑化に対する助成制度の活用を推し進めるとともに、生物多様性の観点から在来種の使用を推進します。	情報収集 助成条件の検討	情報収集 助成条件の検討	助成条件の検討 (継続)	ヒートアイランド対策助成金交付要綱の改正	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	○緑化助成の相談の際に、在来種の活用を案内した。 ●引き続き、ヒートアイランド対策助成を周知し、在来種の植栽を促進していく必要がある。
						助成条件の課題出し	助成内容の検討	・在来種植栽指導マニュアル作成 ・助成金割増の検討・決定	在来種の助成割増を追加するため、ヒートアイランド対策助成金交付要綱の改正	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知	ヒートアイランド対策助成制度の周知		
5 身近な生きものつれあえる場所を増やします	⑪	生きものを観察できる場所の整備	緑地帯、公園、河川などに生きものを観察できる場所を整備します。	◆道路公園課	生きものを観察できる場所を整備します。	調査	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	○清水谷公園内に設置 ●規模が小さい公園等が多く、場所の選定が難しい。
						公園及び道路に設置が可能か否かについて検討	設置可能箇所及び清水谷公園内の既設視点場等の活用方法の検討	設置可能箇所・既設視点場の活用調査の実施	設置可能箇所・既設視点場の活用調査の実施	設置可能箇所・既設視点場の活用調査の実施	設置可能箇所・既設視点場の活用調査の実施	設置可能箇所・既設視点場の活用調査の実施	設置可能箇所及び清水谷公園内の既設視点場等の活用方法の検討			
	⑫	生きもの案内板設置事業	生息・生育する生きものなど、身近な自然を紹介する案内板を設置します。	◆道路公園課 (区有地)	公園内の樹木・草花・生きもの案内板や樹名板の設置を行います。	調査検討	調査検討	調査実施	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討	○設置継続 ●公園改修時に設置を検討していく。
						清水谷公園内の池の生きもの調査の準備	清水谷公園で予定する案内板設置のための生きもの調査の準備	池清掃実施に合わせ生物生育状況調査実施	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討	設置検討			
	⑫	生きもの案内板設置事業	生息・生育する生きものなど、身近な自然を紹介する案内板を設置します。	◆環境政策課 (民有地)	事業者等の敷地への案内板の設置について課題を整理し、以下の点を含め可能性の有無を検討します。課題は以下の通り。 ①情報収集方法 ②整備にあたってのメリット・デメリットの整理や見本となる案内板の検討 ③生きもの情報の収集・管理・活用(項目⑨)と合わせて検討	情報収集方法に関する検討	情報収集	・設置方法や支援策の検討 ・区の樹名板設置状況把握	設置の可能性について検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	○設置についての課題や手法について引き続き検討を行う。 ●民有地において生きもの案内板の設置を求めることは困難な側面がある。緑化指導の中で、樹名板の設置についての協力依頼が必要。
						設置費用等の情報収集及びその他設置に関する検討の実施	設置・維持・活用に関する情報の収集	区内のいくつかの公園をピックアップし、樹名板の設置状況を把握	設置の可能性について検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討	設置方法や支援策の検討		

ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画

資料3
令和4年3月30日
令和3年度第1回千代田区
生物多様性推進会議

行 動 計 画				事 業 計 画														
6 外来生物への対策を実施し、愛護動物の遺棄を禁止します	⑬	外来生物への対策や愛護動物の遺棄の禁止	オオクチバス、ブルーギル等の特定外来生物や、在来生物の生息・生育を脅かすミシシッピアカミミガメ、アメリカザリガニなどの外来生物の放逐禁止、愛護動物の遺棄の禁止を周知徹底させていきます。また、外堀（弁慶濠、牛込濠、新見附濠）などで、オオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物の駆除に、関係機関と連携して取り組みます。	◆地域保健課【動物の適正飼養ガイドの作成・配布】	既存のガイドブック(ペットとしあわせに暮らす)の内容を、最近の猫を取り巻く地域状況の変化や動物愛護法の改正を踏まえたものとし、要点を絞ったわかりやすいパンフレットを作成する。	ガイド(パンフレット)の作成	ガイド(パンフレット)の作成	ガイドブックの内容を簡素化したパンフレット作成	継続	ガイドブックの内容を簡素化した猫のパンフレットの作成	周知の実施	継続	継続	継続	継続	○平成28.29年度発行の犬および猫のリーフレットを関係団体、動物病院、保健所窓口等に配布した。 ●一概に生物多様性といっても保護動物、愛護動物、野生動物、特定動物など、複雑な状態にある。行政側の取扱いがそれぞれ異なっており、取扱いの範疇や限界に違いがあるため、対応に苦慮している。		
				◆地域保健課【愛護動物の遺棄等に関する理解の普及】	愛護動物の遺棄の禁止についてホームページを活用し、普及啓発に努める。	衛生動物に関する情報に加え、特定外来生物情報等もホームページで提供	継続	継続	継続	継続	継続	愛護動物の遺棄禁止をホームページで普及	継続	継続	継続	継続	○東京都との連携により対応している。 ●愛護動物遺棄の情報周知は行っているが、ビジネス街等、本来愛護動物の生息が考えにくい場所でも保護される個体も少なくないことから、実際に遺棄をなくすというところまでには至っていない。	
				◆道路公園課環境政策課	国や都と連携した外来生物対策を検討し、実施していきます。また、外来生物に関する実態調査を実施します。	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	○検討継続 ●施設の改修にあわせ、検討していく。
				◆地域保健課	愛護動物の遺棄の禁止についてホームページを活用し、普及啓発に努める。	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供	情報提供	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	○検討継続 ●施設の改修にあわせ、検討していく。
				◆道路公園課	国や都と連携した外来生物対策を検討し、実施していきます。また、外来生物に関する実態調査を実施します。	検討	実態調査の検討	実態調査	連携による対策の実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	○検討継続 ●施設の改修にあわせ、検討していく。
				◆道路公園課	清水谷公園内の池の生きもの調査の準備	清水谷公園内の池の清掃時に行う生物調査についての検討	清水谷公園内の池について生物生育状況調査を実施	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	注意喚起の案内板等の設置について検討	○検討継続 ●施設の改修にあわせ、検討していく。

ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画

資料3
令和4年3月30日
令和3年度第1回千代田区
生物多様性推進会議

行 動 計 画				事 業 計 画													
9 生物多様性を意識して、主体的に行動できる人を育てます	⑬	生物多様性の普及啓発の実施 【重点】	事業者や環境保全団体、大学などと連携し観察会やシンポジウムなどの生物多様性の普及啓発に関する各種イベントを積極的に開催し、区民や事業者に向けて、日常生活や事業活動で行える生物多様性の保全につながる取組みやその事例などを紹介します。	◆環境政策課	苦情対応として、給餌者に対し、ポスターや口頭での注意喚起を行います。	注意喚起	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	○ハトの餌やりに対する注意喚起ポスターを掲示し、周知を図った。 ●ハトの餌やりは、公道及び公園、マンション内や駐車場などで行われ、苦情に繋がっている。ふん害などの被害があるため、それぞれの管理者と協力して苦情対策を行っている。餌やりを行っている方も動物愛護の観点から行っていることもあり、一方的な禁止は難しい側面もある。
				◆商工観光課	1消費生活支援事業(環境配慮賞)や商店会イベントを通じ、事業者や消費者に対し環境配慮行動への取組みを促す啓発活動を推進する。 2千鳥ヶ淵ポート場について、環境イベントや環境教育の場としての積極的活用を、関係部署と連携して検討していく。	1 実施 2 検討	1 実施 2 検討	1 実施・終了 2 検討	2 検討	2 実施 更なる検討	2 継続	2 継続	2 継続	2 継続	○度重なる緊急事態などにより感染症拡大防止の観点から施設を休場せざるを得ない状況であったため、十分な普及啓発はできなかった。 ●新型コロナウイルス感染症拡大によりポート場は休場している。コロナ禍での普及啓発が課題である。		
				◆環境政策課	夏休みに小学生を対象に観察会を開催するなど、幼いころから生物への関心を持つようなきっかけづくりを行います。	・シンポジウム開催 ・見学会に向けた調整の実施	夏・秋の自然観察会の開催(2回程度)	自然観察会開催	自然観察会開催	自然観察会開催	自然観察会開催	自然観察会開催	自然観察会開催	自然観察会開催	自然観察会開催	新型コロナウイルス感染症の流行により、自然観察会は中止。 【代替事業の予定】 ・「千代田区でみられる身近な水辺の生きもの」についての下敷き作製・配布 ●自然観察会の開催方法について、新型コロナウイルス感染症の流行に対して有効な対策を講じながら行うことを検討する必要がある。	
				◆環境政策課	・シンポジウム開催 ・観察会の開催に向け関係機関と協議	・7月と10月に自然観察会実施 ・丸の内さえずり館、ECOM駿河台、CES推進協議会と協議した。	児童館と連携し7月に2回セミ羽化観察会を開催	児童館と連携し7・8月に2回セミ羽化観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	7・8月に2回、セミ羽化観察会と生きものさがし観察会を開催	新型コロナウイルス感染症の流行により、自然観察会は中止。 【代替事業】 ・「千代田区でみられる身近な地上の生きもの」についての下敷き作製・配布

ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画

資料3
令和4年3月30日
令和3年度第1回千代田区
生物多様性推進会議

行 動 計 画				事 業 計 画												
10 生物多様性に関する様々な情報・技術を集約・発信・共有します	⑰	体験学習の充実	幼稚園、子ども園、小学校、中学校・中等教育学校において、校外学習などを通して自然に触れ合う機会を充実し、生きものを大切にすることを心や態度を育成します。	◆指導課	幼稚園、子ども園においては、北の丸公園などへの遠足、小学校・中学校・中等教育学校においては、婦恋や岩井、大房岬の移動教室での自然に触れ合う機会や動植物に触れる体験活動を通し、生きものを大切にすることを心や態度を育成しています。宿泊行事については、より適切な実施場所を検討・体系化しました。	自然体験・校外学習の実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	○コロナ禍における緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の内容によって、当初計画していた教育目的を達成できるよう、行先・実施日・体験時間の変更をし、各種体験を実施した。婦恋自然体験交流教室で予定していた交流先とは、野菜の収穫の様子を動画で紹介したり、収穫物を送付してもらったりして学習を継続した。 ●緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が実施されることで、営業停止となる施設が多いため、都内で自然体験、または、同等の教育効果が見込まれる代替案については、調査・検討を進めていく必要がある。
	⑱	主体間の情報ネットワークの構築 【重点】	事業者やその他主体と連携・協力し、各主体横断の連絡会などによって主体間のネットワークを構築します。また、区内のだけれもが、区内の生きものの生育・生息情報、事業者の生物多様性に関する取組み事例、観察会や環境イベントなどの情報を、発信、共有、活用できるシステムを構築します。	◆環境政策課	環境省や都及び事業者・区内の大学などを中心として、生物多様性の情報交換を行うネットワークを構築し、定期的な情報発信を行います。	情報収集	・四季に応じ見学会を開催 ・連絡会議開催準備 ・ホームページ開設の検討	連絡会議開催 四季に応じ見学会の開催	・連絡会議開催 ・環境協会と連携した環境施設見学ツアー等を企画	連携会議開催	連携会議開催	連携会議開催	連携会議開催	連携会議開催	連携会議開催	○事業者と連携しながら、イベント「探してみよう！秋の植物、昆虫、鳥 つくってみよう！生きものMAP」の開催に向けて広報紙で情報発信ができた。 ●大学以外の事業者・団体等にも連携を拡大し、様々な視点からの情報を共有する場とする必要がある。
	⑲	生きもの情報の収集・管理・活用	大学・教育機関と連携し、区内の生物情報を収集・管理・蓄積することで、だれもが千代田区の生物多様性に関する情報を取得できるような環境づくりを目指します。また、収集・管理した生きもの情報を集約し、生物多様性に関する地域情報として公表し、共有することで、千代田区の生きものの分布や生物多様性の現状を分かりやすく伝えていきます。	◆環境政策課	以下の課題についての検討を進め、平成27年度からの情報収集と情報発信をめざします。 ①情報収集方法 ②情報集約方法 ③情報発信方法 ④関連する取組み(⑱⑳など)との連携	情報収集方法の検討	情報の集約・発信方法(ホームページの活用等)の検討	情報収集(モニタリング調査含む)情報発信	情報管理・活用 関連した取組みと連携	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
⑳	区民参加型モニタリング調査	区民参加型モニタリング調査を実施し、千代田区の生物多様性の現状と推進プランの進捗状況についてチェックしていきます。	◆環境政策課	特定の生物(指標種)を同じ調査手法で長期にわたり調査し、その変化を把握するモニタリング調査を区民参加で平成26年度から実施します。特に以下の点を考慮します。 ①身近で親しみやすい指標種の選定 ②わかりやすい手引書の作成 ③データの活用方法	調査方法の構築 手引書作成 試行の実施	モニタリング調査の実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続	○身近な生きものに対して関心をもってもらう機会を提供出来ている。新規に募集した調査隊についても好評で、生きものさかしに対する感想を多くいただいた。 ●より多くの方にご参加いただくため、「生きものさかしガイド」「地球環境学習のチャレンジ集」のほかアプリを活用するなど他の手段を検討する必要がある。